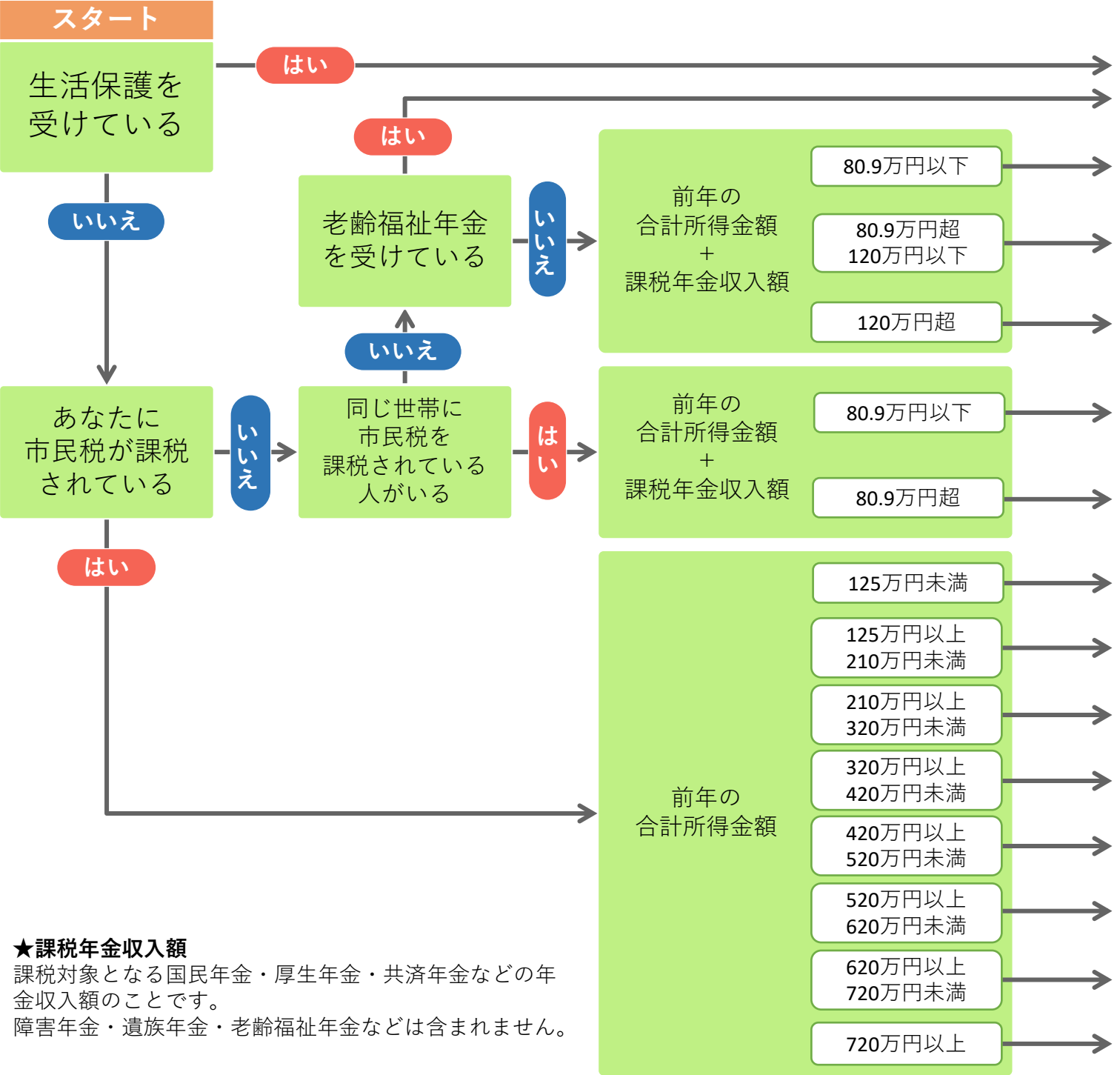


介護保険料フローチャート



★課税年金収入額
課税対象となる国民年金・厚生年金・共済年金などの年金収入額のことです。
障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

★合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
第1～5段階については上記から公的年金等に係る雑所得を控除した金額（その他の合計所得金額）を用います。
第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

令和7～8年度の介護保険料

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額 (月額)
第1段階	・生活保護を受給している人 ・本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ・本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80.9万円以下の人	基準額 × 0.285	20,520円 (1,710円)
第2段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80.9万円超120万円以下の人	基準額 × 0.485	34,800円 (2,900円)
第3段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が120万円超	基準額 × 0.685	49,080円 (4,090円)
第4段階	・本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80.9万円以下の人	基準額 × 0.90	64,440円 (5,370円)
第5段階	・本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80.9万円超の人	基準額 × 1.00	71,640円 (5,970円)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額 × 1.20	85,920円 (7,160円)
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.30	93,120円 (7,760円)
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.50	107,520円 (8,960円)
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 × 1.70	121,800円 (10,150円)
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.90	136,080円 (11,340円)
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 × 2.10	150,480円 (12,540円)
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 × 2.30	164,760円 (13,730円)
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 × 2.40	171,960円 (14,330円)